

# 事業者の皆様へ

取引適正化・価格転嫁は関係者全員で取り組む課題です！



## 下請法(下請代金支払遅延等防止法)が改正されます

適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図るため、下請法が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称:取適法(とりてきほう))となります。

<施行期日:令和8年1月1日>

### 用語の見直し

「下請」という用語が発注者と受注者が対等な関係ではないという語感があるとの指摘等を踏まえ、用語が以下のように改正されます。

親事業者	▶	委託事業者
下請事業者	▶	中小受託事業者
下請代金	▶	製造委託等代金

※「下請」の用語を用いている国の各種施策についても、名称が変更される予定です。

詳しくはこちら



### 規制対象の拡大

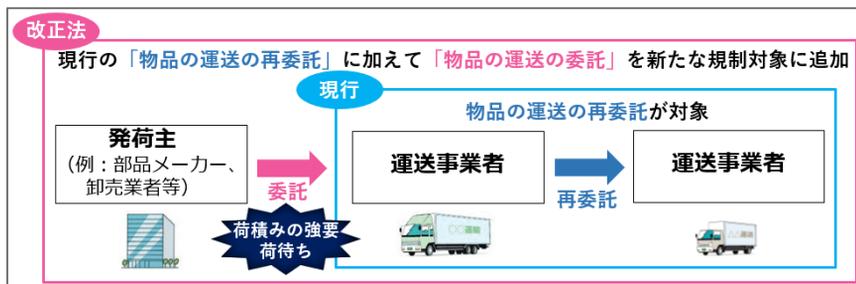
#### 従業員基準の追加

これまでの資本金の基準に加え、従業員数の基準が新たに追加されます。これにより、現行法では対象とならない取引であっても、本法の対象となる場合があります。

(従業員数300人(製造委託等)又は100人(役務提供委託等)が基準となります。)

#### 運送委託の対象取引への追加

現行の物品の運送の再委託に加え、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が本法の対象として追加されます。



### 新たに禁止となる行為

#### 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じないなど、一方的に代金を決定して中小受託事業者の利益を不当に害する行為が禁止されます。

#### 手形払等の禁止

本法上の支払手段として、手形払が認められないこととなります。

# 取引調査員(下請Gメン)による取引監視を強化しています

## 下請Gメンの体制強化

2017年から取引調査員(下請Gメン)を全国に配置し、設置当初から下請Gメンの人員を4倍以上に増員するなど、体制の強化に取り組んでいます。

80人



330人

2017年4月(Gメン配置時)

2025年4月(現在)

詳しくはこちら



## 下請Gメンによる取引実態の把握

幅広い業種の中小企業の取引実態についてヒアリングし、問題ある商習慣や業界・個社の問題事例を把握・収集しています。把握した情報は以下のとおり活用しています。

- ✓ 個別企業への所管大臣からの指導・助言
- ✓ 各業界団体による取引適正化のための自主行動計画の策定・改正等への要請・働きかけ
- ✓ 公正取引委員会・中小企業庁が執行する、法に基づく取締りの端緒情報としての活用

## 下請法に基づく調査・検査を行っています

下請事業者(中小受託事業者)の保護及び取引の公正を図るため、事業者に対し定期的なオンライン調査を実施するとともに、下請事業者(中小受託事業者)からの申告等の様々な端緒情報を踏まえ、本法違反の可能性がある親事業者(委託事業者)に対し立入検査を実施しています。

立入検査の結果に応じて、親事業者(委託事業者)に対する改善指導や、重大な違反行為に対しては公正取引委員会への措置請求を行い、公正取引委員会における勧告につなげています。

## 労務費の転嫁を進めるため、価格交渉の指針を公表しています

原材料費に比べ転嫁が難しいとされる「労務費」の転嫁を進めるため、発注者・受注者双方の立場において守るべき行動指針を定めています。

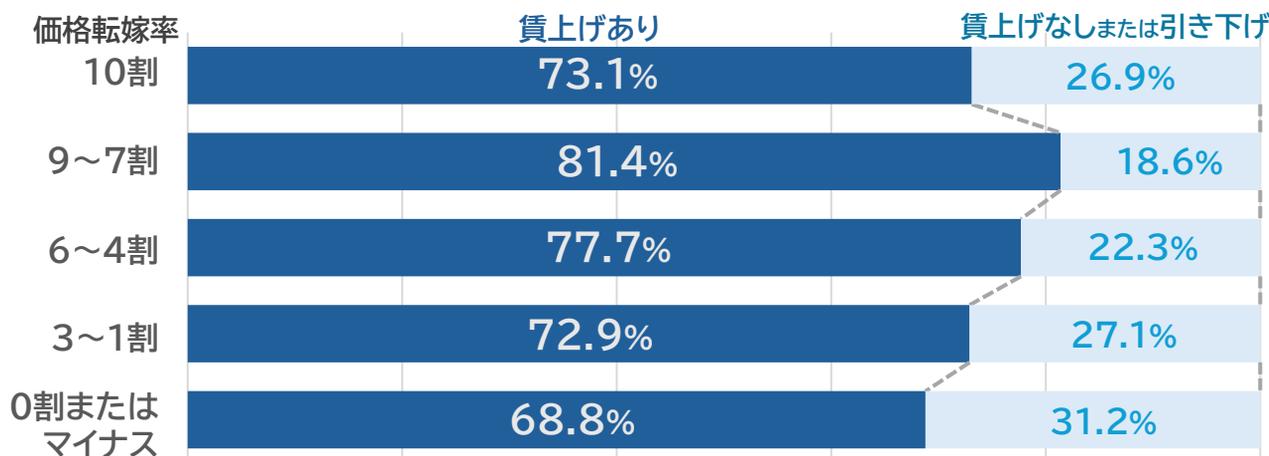
本指針では、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において、独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記しています。

詳しくはこちら



### 参考:受注側企業の価格転嫁率と賃上げ率

価格転嫁率が高いほど賃上げ率も高い傾向にあり、賃上げを行っていく上でも適切な価格交渉・価格転嫁が重要といえます。



# 無料の相談窓口をご活用ください

## 価格転嫁サポート窓口

### 価格転嫁のご相談はこちらへ！

価格交渉に関する基礎的な知識や、原価計算手法の習得支援を行う窓口を全国  
のよろず支援拠点に設置しています。

詳しくはこちら



## 下請かけこみ寺

### 取引上の悩み相談はこちらへ！

下請代金（製造委託等代金）の減額等、中小企業の取引上の各種相談への対応を  
行う窓口を全国に設置しています。

詳しくはこちら



## 価格交渉に役立つツールを公開しています

### 価格転嫁検討ツール

#### 価格転嫁の必要性がみえる！

コスト増加前と同水準の利益を確保するために目指すべき取引価格を検討  
できるツールです。

詳しくはこちら



### 適正取引支援サイト

#### 適正取引に向けた取組やノウハウを学べる！

下請法や価格交渉に関する知識習得に役立つ講習会等を案内しています。

詳しくはこちら



### 価格交渉ハンドブック

#### 価格交渉に当たっての準備ができる！

取引先と価格交渉を行うにあたり、役立つ情報がつまった資料です。

詳しくはこちら



## パートナーシップ構築宣言の拡大を進めています

サプライチェーン全体の付加価値向上と、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の  
立場から、望ましい取引慣行の遵守等について「代表者名」で宣言する制度です。

2025年7月時点で、7万社を超える企業が宣言しています。

### 宣言を行うメリット

宣言企業は、自社の取組を広く周知できることにより、企業イメージの向上が図れるほか、国や  
地方自治体における一部の補助金で加点措置が受けられる等の優遇措置があります。

詳しくはこちら



# 3月・9月は価格交渉促進月間です

毎年3月と9月を価格交渉促進月間として、価格転嫁に関する広報や調査を行っています

月間中は、価格転嫁の広報や業界への要請を実施、月間終了後は、各企業の皆様の価格交渉・価格転嫁の状況についての調査を実施しています。

調査に基づき、委託事業者ごとの価格交渉・価格転嫁の評価を記載したリストを公表し、交渉・転嫁の状況が芳しくない委託事業者に対しては指導・助言を行っています。

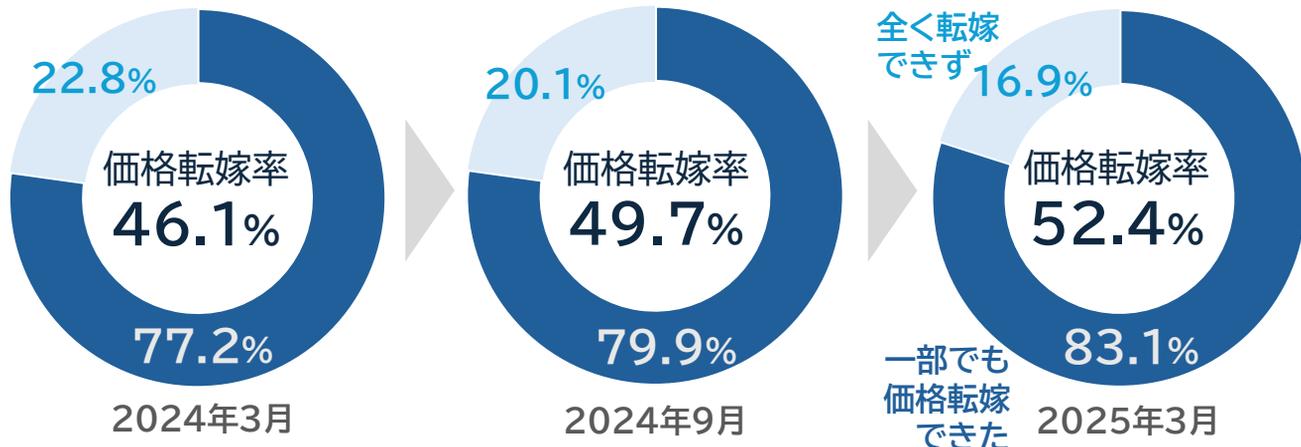


## 最新の調査結果(価格転嫁の実態)

### コスト全体の価格転嫁率と価格転嫁できた企業の割合

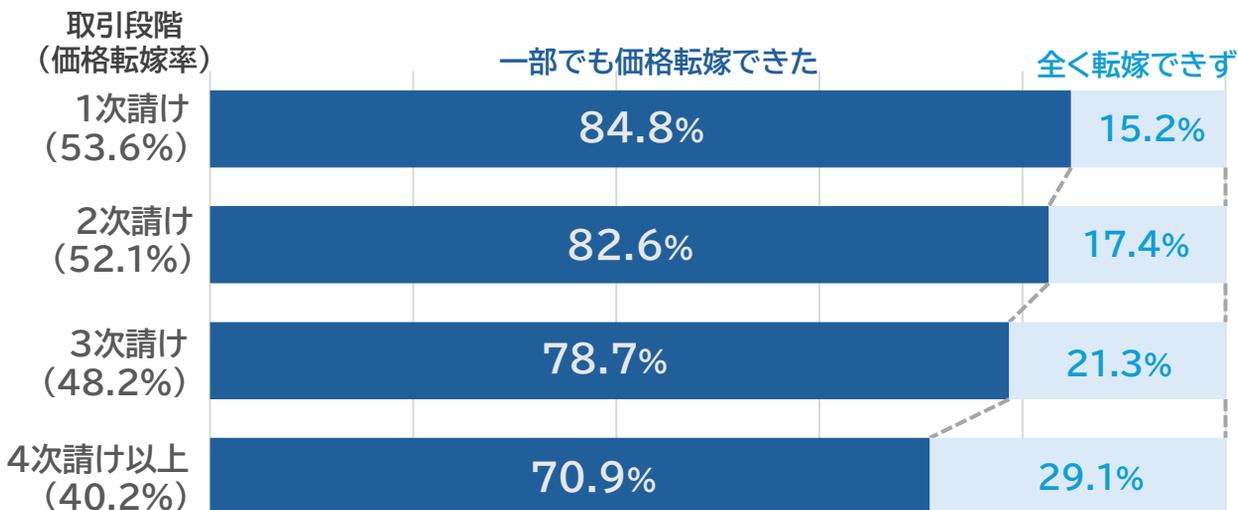
価格転嫁ができた企業の割合が増加傾向にある一方で、価格転嫁できていない企業も多く残っています。

詳しくはこちら



### 受注側企業の取引段階別の価格転嫁できた企業の割合とコスト全体の価格転嫁率

受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁率が低くなる傾向にあります。



出典: 価格交渉促進月間フォローアップ調査結果(中小企業庁実施: 2025年3月分)を基に関東経済産業局にてグラフ作成

#### 【価格転嫁に関するお問合せ先】

関東経済産業局 産業部 適正取引推進課  
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1  
TEL:048-600-0325

HP



X



note

